定款

改訂履歴

改定版数	改定日	改定内容
1.0	1995/10/22	制定
2.0	2001/3/27	一部改正
3.0	2001/7/1	一部改正
4.0	2001/8/9	一部改正
5.0	2002/6/28	一部改正
6.0	2005/6/28	一部改正
7.0	2006/6/29	一部改正
8.0	2017/6/28	一部改正
9.0	2018/10/31	一部改正
10.0	2020/10/22	一部改正
11.0	2021/4/23	一部改正
12.0	2021/6/25	一部改正
13.0	2021/10/22	一部改正

第１章　　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社ライトワークスと称し、英文では、LIGHTWORKS　Corporation と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）ヒューマン・キャピタル・マネジメントのクラウドコンピューティングサービス

（２）ヒューマン・キャピタル・マネジメントの企画ならびに運営、管理の受託及び代行

（３）ヒューマン・キャピタル・マネジメントに関するコンピューター・ソフトウェアならびにコンテンツの企画、開発、制作、販売及び使用許諾

（４）コンテンツの仕入、開発、販売及び代理店業務

（５）ヒューマン・キャピタル・マネジメントの調査、企画、コンサルティング業務

（６）インターネットを利用した語学授業の配信

（７）子会社事務の受託

（８）有料職業紹介事業

（９）育児者支援に関するインターネットサービスの企画、開発及び運営

(10) 前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、9,504,000 株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 10 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（自己の株式の取得）

第 11 条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第３章　　株主総会

（招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年４月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の、定時株主総会の議決権の基準日は毎年１月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２.株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第 18 条　当会社の取締役は、５名以内とする。

（選任）

第 19 条　　取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 25 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任免除）

第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役

（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第 28 条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（選任方法）

第 29 条　監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 30 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 31 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 32 条　監査役会の招集通知は、会日の３営業日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第 33 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第 34 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役との責任免除）

第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　計　算

（事業年度）

第 36 条　当会社の事業年度は、毎年２月１日から翌年１月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 37 条　当会社の期末配当金の基準日は、毎年１月 31 日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 38 条　当会社は取締役会の決議によって、毎年７月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 39 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以　上